

長浜市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

長浜市議会議長 伊藤 喜久雄

長浜市議会規則第2号

長浜市議会傍聴規則の一部を改正する規則

長浜市議会傍聴規則（平成18年長浜市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第3条を次のように改める。

（傍聴人の定員）

第3条 一般席の傍聴人の定員は、61人（うち車椅子使用スペース3人分）とする。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第7条第1項第1号中「もの」を「物」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第7条第1項第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

第7条に次の1項を加える。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食（水又は茶の飲用を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第9条の見出し中「（）の次に「写真の」を、「録音」の次に「、録画、放送」を加え、

同条中「、映画等を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改める。

第10条中「速やかに」を「直ちに」に改める。

第11条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。